

相模原都市計画道路相模台双葉線取得済用地（北側）入札占用指針

1 概要

（1）入札対象施設等

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げるその他これらに類する工作物 自動車駐車場

（2）道路の占用の場所

ア 所在地 相模原市南区相模台1丁目4026番8ほか3筆 の一部
イ 占用面積 153.69m² (資料1参照)

（3）道路の占用の開始の予定時期

令和8年5月15日（金）

（4）道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

- ア 近隣住民等に対し、騒音、臭気及び排気ガス対策等の配慮をすること。また、近隣住民等から占用者に、占用にかかる意見や要望があった場合は、必要に応じ道路管理者並びに交通管理者等と協議を行った上で、真摯に対応すること。
- イ 周辺の道路交通環境の維持のため、必要に応じ道路管理者並びに交通管理者等と協議を行った上で、安全対策を講じること。
- ウ ガス、通信、電気、水道、下水道等の埋設物及び工作物の確認については、占用者がそれぞれの管理者に対して行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議し、必要な対策を講じること。
- エ 占用の場所における法第2条に掲げる「道路」及び「道路の附属物」（以下「道路構造物」という。）の点検（月1回以上）、維持修繕、清掃（月1回以上）、除草（年2回以上）等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。
- オ 道路管理者等が行う、道路構造物等の災害対応等において、占用物件が支障となる場合は、道路管理者等の指示に基づき、速やかに移動等を行い、一時的に占用の場所を空けること。占用の場所を空けた期間に係る占用料の取扱いについては、道路管理者と占用者で協議することとする。また、占用の場所を空けることができず、道路管理者等が移動等の対応を行った場合は、発生した費用等の補償について、占用者が負担すること。
- カ ガス、通信、電気等の各管理者が行う災害対応等において、各管理者から一時的に占用の場所を空けるよう要請があった場合については、各管理者と協議し、真摯に対応すること。
- キ 占用物件を整備する際、道路構造物の撤去、改築等が必要となる場合は、道路管理者と協議し、必要な手続を行った上で実施すること。
- ク 占用又は占用に関する工事により、道路構造物に損傷等を与えた場合は、速やかに道路管理者に届出を行い、道路管理者の指示に従い、占用者の負担で復旧すること。また、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をすること。

- ケ 占用の期間の満了時には、全ての占用物件を占用者の負担で撤去し、道路管理者の指示に従い、道路構造物を復旧すること。あわせて、必要な手続を行った上で撤去、改築等を行った道路構造物についても、占用者の負担で復旧すること。なお、復旧方法の詳細については復旧時に道路管理者と協議すること。
- コ 交通管理者等からの指導等の理由から、やむを得ず占用の場所の外に物件を設置する必要が生じた場合は、道路管理者と協議し、別途占用許可の申請を行うこと。占用料は、相模原市道路占用料徴収条例に基づき徴収する。
- サ 占用者は、占用の期間中、占用の場所が本市所有の土地であること、道路予定地を有効活用していること等を記載した看板等（資料2参照）を歩行者等から見える場所（市が指示する場合があります）に掲示すること。
シ その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

（5）認定の有効期間

令和14年3月31日（水）まで

（6）占用料の額の最低額

3,480円（1m²当たり/年）

2 占用入札参加資格

- （1）入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。
- （2）入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること。
- （3）入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- （4）入札占用計画の提出者（提出者が法人である場合は役員その他経営に実施的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと市長が認めるとき。
 - イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと市長が認めるとき。
 - ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
 - エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。
 - オ 暴力団（相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団経営支配法人等（相模原市暴力団排除条例第2条第5号で規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反していると認められるとき。
 - キ 県条例第23条第2項に違反していると認められるとき。
 - ク その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると市長が認めるとき。

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、市において相模原南警察署と協議を行います。相模原南警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

※1 (1) 入札対象施設（自動車駐車場）に係る占用者について、月極駐車場を運営する場合には、占用者と月極駐車場利用者が契約を行うに当たり、月極駐車場利用者が上記（4）オ～キに該当しないことを事前に確認することが必要です。

3 入札占用指針の説明会の開催

入札占用指針の記載事項の詳細について、説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、「入札占用指針説明会参加申込書（第1号様式）」に必要事項を記載し、メール又はFAXにて、期日までに次の申込先へお申し込みください。

【日 時】令和8年1月21日（水）14時30分から15時30分まで

【場 所】相模原市役所本館6階 第4会議室（相模原市中央区中央2-11-15）

【申込期限】令和8年1月20日（火）15時まで【必着】

【申込先】〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 総務班

メール：doro-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

FAX：042-769-5822

※資料1のとおり、占用の場所は全体が目視可能であるため、現地案内は行いません。なお、占用の場所は単管柵等で囲んだ状態となっており、立ち入ることはできません。

4 入札占用指針に関する質問等

入札占用指針の内容について質問がある場合には、「入札占用指針に関する質問書（第2号様式）」にて質問を受け付けます。必要事項を記載し、メール又はFAXにて、期日までに次の提出先へ送付してください。質問書に対する回答は、随時ホームページに掲載し、閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、御了承ください。

【閲覧場所】相模原市ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/1004480/1026749/1026370/index.html>

【提出期限】令和8年4月3日（金）17時まで【必着】

【閲覧期限】令和8年4月13日（月）まで

【提出先】〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 総務班

メール：doro-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

FAX：042-769-5822

5 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

第3～8号様式（A4判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

ア 第3～8号様式

様式	留意事項
入札占用計画 (第3号様式)	①「占用計画期間」の欄には、入札占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用を希望する期間を記載願います。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となることから、それぞれの更新の時期を記載願います。 ③「添付書類」の欄には、当様式により添付する図面・工程表及び5(1)イにより添付する書類を記載願います。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (第4号様式)	①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ②日常的な道路の点検、占用の場所内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
法人概要(第5号様式)及び役員等氏名一覧表 (第6号様式)	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、第6号様式に、氏名、生年月日等を記載願います(第5号様式は不要です。)。
災害等非常時における連絡体制 (様式7)	占用者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負事業者(工事責任者、現場監督者等)から道路整備課への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除等に関する誓約書(様式8)	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

イ 添付書類

提出書類	留意事項
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行後3か月以内のもの ※ なお、商業登記をしていない場合は、申請者の住民票の写し(本籍・続柄不要)で発行後3か月以内のもの

納税関係証明書	①法人税又は所得税1部（未納の税額がないことを証明できるもの） ②前年度の法人（個人）事業税納税証明書（原本） ③未納の税額がない証明書1部（原本）（相模原市分を直近1年度分） ※ ①, ③についてはどちらか1つを提出してください。
---------	---

※ 必要に応じ、上記以外の資料の提出を求めることがあります。

(2) 入札占用計画の提出方法

提出期間内に上記入札占用計画一式を用意し、「簡易書留」又は「一般書留」郵便で御送付ください。

【提出期限】令和8年2月16日（月）まで【必着】

※ 期限までに以下の提出先に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

【提出先】〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 総務班

電話 042-769-8360

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、文書をもって、令和8年3月27日（金）を目途に、市長から通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない方に対しては、理由を付して通知します。入札参加資格がないと通知された方は、占用入札参加要件を満たさない理由について、説明を求めることができます。この説明を求める場合は、「占用入札参加資格確認通知に関する質問書（第9号様式）」に必要事項を記載の上、メールまたはFAXで提出してください。

【提出先】〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 総務班

メール：doro-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp

FAX：042-769-5822

【提出期限】令和8年3月31日（火）【必着】

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

本入札は、入札書の提出を郵送で実施します。占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、入札占用指針を熟覧の上、以下のとおり「入札書（第10号様式）」及び占用入札参加資格の確認通知の写しを提出してください。

なお、以下の提出期間中に入札書を提出しない方は、本入札に参加することができません。

ア 提出期限

令和8年4月10日（金）まで【必着】

イ 提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 総務班

電話 042-769-8360

ウ 提出方法

- ① 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付してください。
- ② 入札書は、二重封筒とし、入札書のみを中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札占用指針件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には占用入札参加資格の確認通知の写しを入れ、「相模原都市計画道路相模台双葉線取得済用地（北側）入札占用指針」「入札書在中」と朱書きし、送付してください。
- ③ 郵送した日に、道路整備課 (doro-seibi@city.sagamihara.kanagawa.jp) まで必ずメールしてください。メール件名は「入札書類の発送連絡」とし、本文に「入札占用指針件名」「提出者名」「書留お問い合わせ番号（書留引受番号）」を必ず記載してください。

(2) 入札に当たっての注意事項

- ア 入札書の「くじ番号」欄には、「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入してください。
- イ 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者が記載してください。
- ウ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することができません。
- エ 持参、FAX、電話その他の方法による入札は認めません。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の期限までに到達しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 入札者等の記名のない入札
- カ 件名の記載がない入札
- キ 鉛筆や消えるボールペン等の修正が可能なもので記載されたもの
- ク 封筒に入札書を2通以上入れたもの
- ケ (1) ウ①で記した「簡易書留」又は「一般書留」郵便で送付していないもの
- コ (1) ウ②で記した二重封筒にしていないもの
- サ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- シ 入札金額を訂正した入札
- ス 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(4) 入札の延期等

入札者が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることができます。

す。

(5) 開札

ア 開札日時

令和8年4月13日（月） 午前9時30分から

イ 開札場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 事務室

ウ 開札に当たっての注意事項

開札は、郵便入札のため、入札者の立会は要しません。

(6) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、1（6）に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者として決定します。占用料の額は1年間における1m²当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きによる決定とします。くじ引きの方法は資料3「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとします。

(7) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定期を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

(8) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、又は落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

(9) 落札者の繰り上げ

落札者決定を取り消した場合について、他の入札参加者を繰り上げて落札者とすることがあります。

7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、交通管理者との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するに当たっては、その内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要

の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、交通管理者から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、次の窓口へ占用許可申請を行ってください。

ア 申請窓口

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 都市建設局 土木部 道路整備課 総務班

電話 042-769-8360

イ 申請書類

- ① 道路占用許可申請書
- ② 認定入札占用計画
- ③ 入札占用計画認定通知（写し）
- ④ 委任状（代理申請の場合のみ）
- ⑤ その他市長が必要であると認める書類

ウ 申請期限

- ① 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行うこと。
- ② 特段の理由なく、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

ア 占用者は、法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。

イ 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

ウ 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには直ちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそ

れに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

エ 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件（電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件並びに跨道橋等）については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて文書等により報告すること。

オ 「暴力団排除等に関する誓約書（様式8）」に違反することとなった場合には、占用許可を取り消すものとする。

カ 認定有効期間が満了したときには、道路管理者の指示どおり当該占用の場所を原状回復しなければならない。

キ 「入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（第4号様式）」に記載した措置を実施すること。

※ 占用許可時には、上記の条件に加え、別紙「資料4（道路占用掘削許可条件）」に記載されている条件を付します。また、これ以外にも、条件が追加されることがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

（3）占用許可の期間

認定入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

（4）占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。なお、1年の期間より短い認定入札占用計画の場合においても、占用料の額は、実際の占用の期間に応じた入札額の減額調整は行わず、上記の額とします。

イ 認定有効期間中に、土地の価格の上昇等を踏まえて相模原市道路占用料徴収条例に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可した日から1月以内に納入通知書により当該年度分を支払い、次年度以降においては、毎年度、当該年度分を4月30日までに納入通知書により支払うものとします。なお、（4）アの後段の規定による占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、年度ごとに徴収する占用料は、年度ごとの占用の期間で按分した額とします。

エ 認定の有効期間が、1年の期間より長い場合であって、占用の開始又は終了が年度の途中となっているときは、当該占用の開始又は終了の属する年度の占用料は、月割計算とします。

また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円とします。

オ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第73条に基づき、延滞金を徴収する場合があります。

カ 既納の占用料は還付しません。

(5) 権利の譲渡等

- ア 道路占用権の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。また、占用者は、占用の場所を市長の許可なく他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- イ 占用者が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

9 その他

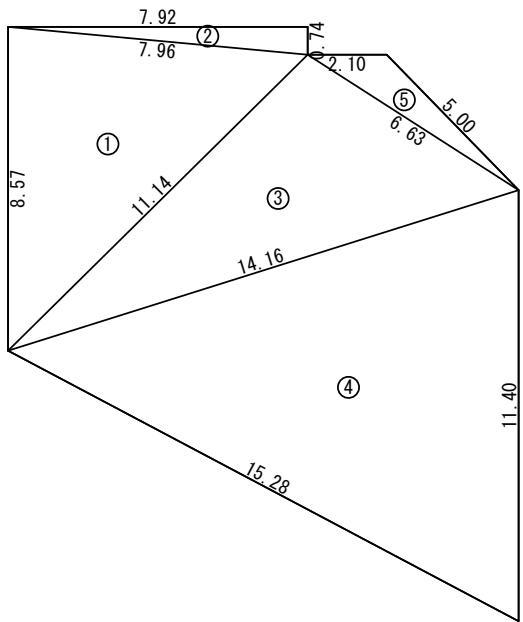
- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、市長から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、交通管理者に提供することがあります。
- (5) 認定入札占用計画の内容については、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号）に基づく開示請求があった場合は、当該占用者等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、返却しません。

【位置図】



【案内図】

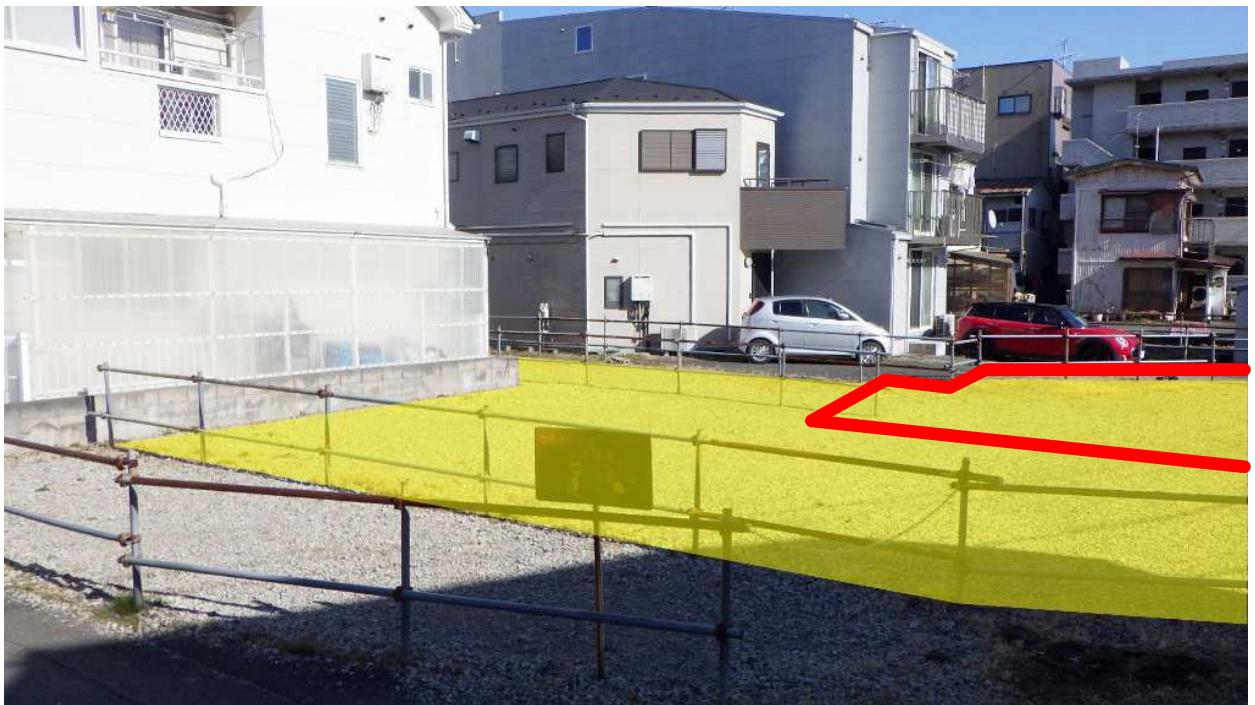




符号	辺A (m)	辺B (m)	辺C (m)	面積 (m²)
①	11.14	7.96	8.57	33.96
②	7.96	0.74	7.92	2.93
③	14.16	6.63	11.14	36.03
④	15.28	11.40	14.16	76.98
⑤	6.63	5.00	2.10	3.79
合計				153.69

所在地	相模原市南区相模台一丁目4026番8外
図面名	求 積 図
縮 尺	S=1 : 200 (A4)
相 模 原 市	





【物件概要】

所在 地	南区相模台1丁目4026番8 ほか3筆 の一部			
面積(実測)	153. 69m ²		地 目	宅地
都市計画法等の制限等			用 途 地 域	近隣商業地域
	建 ぺ い 率	80%	容 積 率	200%
	防 火 地 域 等	準防火地域	埋 藏 文 化 財 包 藏 地	埋 藏 文 化 財 包 藏 地 に 含 ま れ て い ま せ ん
	そ の 他	道路斜線制限、隣地斜線制限があります。		
私道の負担等に関する事項	負 担 の 有 無	無	負 担 の 内 容	-
供給処理施設の状況	電 気	可	上 水 道	可
	都 市 ガ ス	可	下 水 道	可
交 通 機 関 (歩 行 距 離)	鉄 道	小田急線 小田急相模原駅 約1. 2km		
	バ ス	神奈川中央交通 国立相模原病院 約0. 1km		
公 共 施 設 (歩 行 距 離)	まちづくりセンター	相模台まちづくりセンター 約0. 2km	保 育 園	あおいそら保育園 約0. 2km
	公 民 館	相模台公民館 約0. 2km	中 学 校	相模台中学校 約0. 5km
	小 学 校	相模台小学校 約0. 3km	消 防 署	麻溝台分署 約1. 0km
	郵 便 局	相模台郵便局 約0. 4km	病 院	国立病院機構相模原病院 約0. 1km
参 考 事 項	○敷地は更地となっており、周囲を単管パイプ柵で囲っています。			

ここは、相模原市の所有地
(道路整備予定地) です。

整備まで一定の期間が見込まれるため、市が事業者を公募し、
有効活用しています。

くじ抽選の方法について（郵便入札）

郵便入札において、落札候補者となるべき同額の入札が2者以上の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「0 0 0～9 9 9」を記入する。

なお、記入のない場合などは、書留お問い合わせ番号（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で、
（3桁）-**（2桁）-**（5桁）-*（1桁） 合計11桁で表示された番号

2 くじの手順

- (1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の「抽選番号」の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 書留お問い合わせ番号（11桁）の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」（0, 1, 2, 3, …）を付与する。

（※下4桁が同一の数字になった場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。）

業者名	任意のくじ番号	お問い合わせ番号	抽選番号
A社	123	***-**-**123-4	0
B社	78	***-**-**235-3	1
C社	349	***-**-**438-1	2

- (2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

$$1\ 2\ 3\ (\text{A社}) + 0\ 7\ 8\ (\text{B社}) + 3\ 4\ 9\ (\text{C社}) = 5\ 5\ 0$$

$$5\ 5\ 0 \div 3 \text{ (者)} \cdots \text{余り } 1$$

- (3) 順位の決定

余りと一致したB社が落札者となる。

道路占用掘削許可条件

道路の占用掘削の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 占用者は、道路に設置した占用物件の維持管理に努め、破損、汚損等によって美観、交通その他道路管理上支障をきたさないこと。
- 2 工事前に必ず道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき所轄警察署長の道路使用許可を受けること。また、所轄消防署長に道路工事等届出書を提出すること。
- 3 道路占用掘削工事着手届を着手に先だち提出し、道路占用掘削工事完成届に別途指示した工事写真添付の上、完成後3日以内に市長に提出し検査を受けなければならない。
- 4 工事施工に際し、当該道路の道路境界や権利関係等について確認するとともに、付近住民、地元自治会及び各学校長にあらかじめ工事概要を周知し、協力を求めたのちに着手すること。
- 5 電線、水管、下水管、ガス管を埋設する場合は、埋設管上に表示文字等が長期にわたり退色しない次の色別のビニールその他のテープに名称、管理者、埋設年、その他保安上必要な事項について、おおむね2メートル以下の間隔で明示すること。

下水管－茶色	水管－青色	ガス管－緑色	電話線－赤色
電力線－オレンジ色	工業用水管－白色		

- 6 側溝等の構造物下を掘削する場合は、えぐり掘の方法によらず、構造物を一時撤去するか又は推進の方法で行い、撤去した構造物は埋戻転圧を確実に行ったのち原形復旧すること。
- 7 掘削により路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- 8 試掘等により地下埋設物の位置を確認し、他事業管理者の埋設管が露出した場合並びに他事業管理者の埋設管及び表示物を損傷した場合は、すみやかに当該事業管理者に連絡し、その指示に従って措置を講ずること。
- 9 舗装道の切断は、切断機を使用すること。
- 10 路面の復旧は、埋戻しを確実に行ったのち即日施工すること。即日施工できない場合は、周囲の路面との段差を生じないように仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講ずること。なお、道路を開放できない場合は、囲い、さく等保安施設を設置し、道路の交通に著しい支障をきたすことのないようにすること。
 - 11 工事終了後は路面の清掃を行うこと。
 - 12 路面復旧の際、すでに表示されていた道路標示については、速やかに復元すること(仮復旧の際も同様とする)。なお、道路標示はトラフィックペイント溶着で復旧のこと。
 - 13 年末に行う掘削工事は、12月最後の開庁日から2日前(土日、祝日を含まず)までには開放することとし、その前日までには現場内の整理整頓を行い、車両等の通行に支

障とならないよう十分な措置を講じること。また、年始の工事は1月4日以降にかかること。

1 4 年度末、ゴールデンウィーク期間及びお盆休み期間については、混雑が予想される場合には、交通規制を伴う工事の抑制に努めること。

1 5 工事中の工事現場及び周辺の交通管理については、所轄警察署長からの道路使用許可条件を遵守すること。また、交通整理、迂回路、標識の整備等について十分な措置を講ずること。

1 6 工事施工の際、必要な保守施設を設置するほか、工事区間の起終点に工事標示板を設置すること。設置の方法については、「道路工事現場における保安施設の設置基準(平成19年4月制定)」によること。

1 7 工事中は、保安員(交通誘導員)等を配置し、歩行者の安全確保に努めること。

1 8 工事中、工事区域外の道路に工事用資材、掘削土砂等を置かないこと。また、工事用資材や重機類は通行の用に供する部分及び人家の前に放置せず、その管理について十分注意すること。

1 9 道路の通行者が誤って工事区域内に立ち入ることがないようにフェンス等を設置するとともに、工事区域以外では作業を行わないこと。

2 0 工事現場における保守施設は堅固な構造であって常時保安点検を行うほか、夜間にあっては遠方から確認し得る照明又は反射装置を設けること。

2 1 工事現場には監督員を配置して、工事の安全かつ円滑な実施に努めるとともに、道路の通行者や付近住民から寄せられる問い合わせに丁寧に対応すること。

2 2 道路の工事中又は占用に起因して道路を損傷したときは、道路を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、第三者に損害を与え又は第三者から苦情があったときは、その損害を賠償又は苦情処理の措置を講ずること。

2 3 その他、工事現場の状況に応じ、必要な安全管理対策を実施し、適切な施工に努めること。

2 4 その他施工中疑義を生じたときは、道路管理者と協議の上処理すること。

2 5 占用の必要がなくなったときは、占用物件の除去を行うと共に道路占用廃止届を提出すること。なお、除去に際し、路面の復旧を伴う場合は、事前に道路占用掘削許可を受けること。

2 6 将来、道路管理者において占用物件の移設、除去等の必要を認めたときは、別に協議した場合のほか、占用者の負担において施工すること。

2 7 占用許可期間中に占用料の改正が行われた場合には、改正後の占用料を納入金額とする。

2 8 上記各項のほか、道路法(昭和27年法律第180号)、道路法施行令(昭和27年政令第479号)等関係法令、建設工事公衆災害防止対策要綱及び相模原市道路占用規則(昭和54年相模原市規則第25号)等を遵守すること。